（物品管理法施行規則の一部改正）

第十六条　物品管理法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項及び同条第二項中「て印をおし」を削り、同条第三項中「記名して印をおせ」を「記名すれ」に改める。

別表第二中「㊞」を削る。

（債権管理事務取扱規則の一部改正）

第十七条　債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「て印をおし」を削り、「記名して印をおせ」を「記名すれ」に改める。

第十六条第一項中「の印を押す」を「と記載する」に改める。

第十七条第一項中「の印をおし」を「と記載し」に改める。

別紙第一号書式中「㊞」を削る。

別紙第二号書式第一片中「（歳入徴収官等官職氏名　㊞）」を「（歳入徴収官等官職氏名）」に、「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名及び領収印）」を「（領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」に改め、同書式第二片及び同書式第三片中「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改める。

別紙第三号書式第一片中「（歳入徴収官等官職氏名　㊞）」を「（歳入徴収官等官職氏名）」に、「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改め、同書式第二片及び同書式第三片中「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改める。

別紙第四号書式中「（官　職　氏　名　㊞）」を「（官　職　氏　名）」に改める。

別紙第五号の二書式中「（歳入徴収官等　官職　氏　名㊞）」を「（歳入徴収官等　官職　氏名）」に改める。

別紙第六号書式中「（氏名又は名称　㊞）」を「（氏名又は名称）」に改める。

別紙第七号書式中「（官職　氏　名㊞）」を「（官職　氏　名）」に改める。

別紙第八号書式備考中「第６号書式備考は、本書式に準用する。」を削り、同備考に次の各号を加える。

１　第６号書式備考は、本書式に準用する。

２　収入印紙については、印紙税法（昭和42年法律第23号）の規定に基づき貼付するものとする。

別紙第九号書式、別紙第十一号書式及び別紙第十三号書式中「㊞」を削る。

（特別調達資金債権管理事務取扱規則の一部改正）

第十八条　特別調達資金債権管理事務取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「の印をおす」を「と記載する」に改める。

第七条第二項中「の印を押し」を「と記載し」に改める。

別紙第一号書式中「（特別調達資金債権管理職員　氏名　㊞）」を「（特別調達資金債権管理職員　氏名）」に、「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改める。

第六条中「の印をおす」を「と記載し」に改める。

第七条第二項中「の印を押し」を「と記載し」に改める。

別紙第二号書式中「（特別調達資金債権管理職員　氏名　㊞）」を「（特別調達資金債権管理職員　氏名）」に、「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改める。

（特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正）

第十九条　特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から別紙第三号書式までの書式中「㊞」を削る。

（契約事務取扱規則の一部改正）

第二十条　契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「当該契約の相手方が隔地にあるときは」を「必要があると認めるときは」に、「その者に」を「当該契約の相手方に」に改める。

第二十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五　見積書

第二十八条第二項中「電磁的記録の作成は、総務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と各省各庁の官署に設置される入出力装置並びに」を「電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と」に改める。

第二十九条の見出しを「（電磁的方法による請書等又は見積書の提出）」に改め、同条中「契約の相手方が第十五条に規定する請書その他これに準ずる書面」を「契約の相手方が請書その他これに準ずる書面又は見積書」に改める。

（国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第二十一条　国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改める。

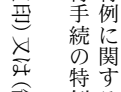
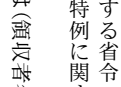
（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令の一部改正）

第二十二条　国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二号書式第二片中「㊞」を削り、「（日付印）」を「（日付）」に、「発行者印を」を「本人」に、「確認し」を「確認をし」に改める。

第三号の二書式中「何店　　㊞）」を「何店　　）」に改める。

第四号書式（表面）中「㊞」を削り、「（日付印）」を「（日付）」に改め、同書式（裏面）中「氏名

㊞」を「氏名　　」に、「」を「」に、「記入し印をおし」を「記入し」に、「記入し、記名して印をおし」を「記入し」に、「記名して印をおすか」を「署名するか」に、「記名して印をおして」を「記名して」に、「消印」を「消」に改める。

第六号書式中「㊞」を削る。

（子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第二十三条　子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第二十四条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別紙第二号書式中「領収日付印」を「領収日付等」に改める。

（決算調整資金事務取扱規則の一部改正）

第二十五条　決算調整資金事務取扱規則（昭和五十三年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式及び別紙第二号書式中「㊞」を削る。